

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、予防接種法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種の予診票の発行を行う。A類定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。B類定期予防接種については自己負担金が発生する。（生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給対象者は自己負担なし） また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 番号利用法に基づき、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム（庁内連携システム） 5. マイナーポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び別表の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表の14の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 健康づくり課 母子健康センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	郵便番号360-0812 熊谷市大原一丁目5番36号 熊谷市市民部母子健康センター予防係 電話048-525-2722
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、接種情報の入力にあたっては、予診票のバーコードもしくは、記載された氏名、生年月日、宛名番号の3つの情報をもとに、健康情報システム内で照合し、合致した場合にのみシステムへ取り込むことや、特定個人情報が含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携		第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項)	事後	
平成28年10月12日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携		第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による予防接種による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	小柳 清志	森田 幹雄	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線224	郵便番号360-0812 熊谷市大原一丁目5番36号 熊谷市市民部母子健康センター予防係 電話048-525-2722	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	2015/1/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	2015/1/1	2018/4/1	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	森田 幹雄	所長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の17 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による予防接種による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-3の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の2の2(※別表第二の16の2の項、16の3の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2(※別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託先における不正な使用等の リスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移		[○] 提供・移転しない	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無		[○] 自己点検	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月10日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。（生活保護受給者は費用免除） また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。（生活保護受給者は費用免除） また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム)	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム) 5. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 3. 番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号利用法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	
令和3年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 (下段に続く)	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 (下段に続く)	事後	
令和3年8月1日	同上	(上段からの続き) 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	(上段からの続き) 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について追記。
令和3年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-3の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) (下段に続く)	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-3の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) (下段に続く)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月20日	同上	(上段からの続き) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の2の2 (※別表第二の16の2の項、16の3の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (※別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項)	(上段からの続き) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の2の2 (※別表第二の16の2の項、16の3の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (※別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項)	事後	番号法の改正に伴う号ズレによる変更
令和3年12月6日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 3. 番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号利用法第19条第5号(委託先への提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 3. 番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法の改正に伴う号ズレによる変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	(削除)	事後	
令和6年6月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号利用法別表第二に基づいて	番号利用法に基づき	事後	
令和6年6月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 3. 番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	・番号利用法第9条第1項及び別表の14の項 ・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-3の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16-2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) (下段に続く)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表の14の項	事後	
令和6年6月14日	同上	(上段からの続き) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の2の2 (※別表第二の16の2の項、16の3の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (※別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項)		事後	
令和6年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年6月14日 時点	事後	
令和6年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年6月14日 時点	事後	
令和6年11月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 番号利用法に基づき、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予防票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等新型コロナウイルス感染症、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 番号利用法に基づき、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和6年11月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム) 5. ワクチン接種記録システム(VRS)	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム) 5. マイナーポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び別表の14の項 ・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	・番号利用法第9条第1項及び別表の14の項	事後	
令和6年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月14日 時点	令和6年11月18日 時点	事後	
令和6年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月14日 時点	令和6年11月18日 時点	事後	
令和6年11月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	R6.10.1の様式改正に伴う追加
令和6年11月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、接種情報の入力にあたっては、予診票のバーコードもしくは、記載された氏名、生年月日、宛名番号の3つの情報をもとに、健康情報システム内で照合し、合致した場合にのみシステムへ取り込むことや、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。	事後	R6.10.1の様式改正に伴う追加
令和6年11月18日	IV リスク対策 9. 監査実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	R6.10.1の様式改正に伴う追加
令和6年11月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え える対策		[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	R6.10.1の様式改正に伴う追加
令和7年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、予診票の発行を行う。乳幼児・児童・生徒の定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。高齢者等インフルエンザ、高齢者等新型コロナウイルス感染症、高齢者等肺炎球菌予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者は費用免除) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 番号利用法に基づき、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法に基づき、定期予防接種の予診票の発行を行う。A類定期予防接種については原則全額公費負担のため自己負担金は発生しない。B類定期予防接種については自己負担金が発生する。(生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給対象者は自己負担なし) また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 番号利用法に基づき、熊谷市は予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和7年5月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月18日 時点	令和7年5月12日 時点	事後	
令和7年5月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月18日 時点	令和7年5月12日 時点	事後	
令和7年5月12日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月12日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月12日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	しきい値判断結果の変更のため